

岡本韋庵『烟台日誌』翻刻・訳註

はじめに

『烟台日誌』は岡本韋庵（一八三九〜一九〇四）が数回訪れた中国の中で、現在の山東省烟台市へと至り、蓬萊を訪問した際の旅行記である。巻末に大久保利通の台湾出兵に関する和議（明治7年10月）について記されており、加えて「陸軍省に復命せり」とあって、明治8年に一時期陸軍参謀局編輯課に職していたことより、同年の中国渡航の最後に訪れたものと推定される。

山東半島の北部沿岸に位置する烟台は、現在人口六二六万の港湾工業都市であるが、この日誌には19世紀末の山東半島の状況が詳細に記されている。その外、10月25日の末尾部には岡本が主張していた樺太経営に対する国の処置への不満が、また10月27日・28日（ただし、28日の日付が付された日は二日分ある）・30日には岡本と中国人との会話が記されており、当時の中国事情や、岡本の日本観・中国観・韓国観、並びに如何なる視角を以て渡航していたかなどが了解せられ、興味深い。

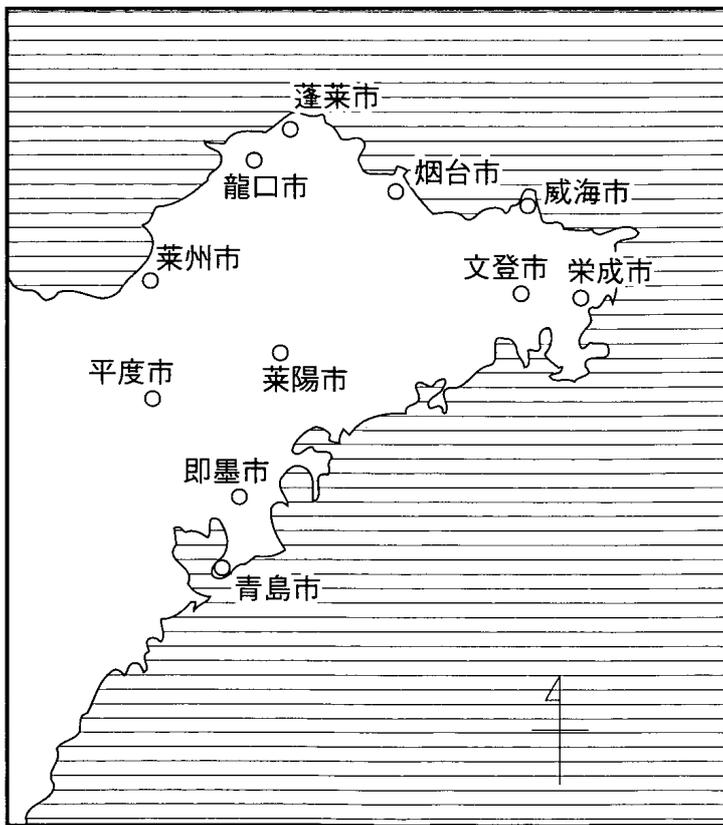


図 I 山東半島

筆者は、平成8年5月、山東半島を訪問し、岡本と同じ烟台から蓬萊へと至るルートをたどってみた。とりわけ烟台の

有馬卓也

通伸、芝罘島、蓬萊の蓬萊閣・蓬萊水城は、当時の姿を現在も残しており、岡本の追体験をすることができた。本稿では、その際に得られた情報も合わせて翻刻・訳註を試みた。

【翻刻・訳註】

烟台日誌

【凡例】

一〇月二〇日

一、本稿は岡本章庵『烟台日誌』の翻刻である。

一、該本は徳島県立図書館蔵、整理番号2-4/15（岡本章庵先生蔵書及原稿目録）。書誌は以下の通り。「明治初期」

写。仮綴一冊（但し同図書館に於て整理の折、保護の為に付したと推されるB5版用紙反故の袋綴様の仮表紙あり）。

縦25糎、横17・5糎。墨付34丁。每半葉10行。

一、該本の漢字・片仮名表記を漢字・平仮名表記に改めた。

一、該本は墨筆で記された後、朱で訂正が加えられている。

本稿は朱筆訂正後の完成稿を翻刻した。

一、朱筆訂正後の消し忘れ墨筆は、文意が通るようにした上で註記した。

一、註釈・語釈は、日付ごとに付した。

一、ゴチで記した日付及び末尾の付記は、翻刻者が便宜上付したものである。

一、本翻刻中の句読点・「・」・「」・ルビ等は翻刻者が付したものである。岡本自身によるルビについては、その旨註記した。

一、判読不可能な文字は■で示した。

一、旧字・俗字は新字に改めて記した。

二十日。蓬萊閣^①の勝概を觀んと欲し、馬を雇つて烟台の西門より発し、西北に向ふて行く。右に一村落の五六町の外に在るを望む。所山と曰ふ。山上に營あり。即ち戍兵^②の屯守する所なり。此を過て行くこと十四五町。又一村に遇ふ。人家五六百家あるべし。通伸^③と曰ふ。此より山路二十町許なるべし。左に顧みれば沙浜一綫を以て東北すること一里余。即ち烟台地方の斗出する処にして、形勢殆んど別島の如し。即ち芝罘^④なり。通伸の山上に一の壁門あり。西面に黒石を嵌^⑤し、瞻岱^⑥の二字を刻せり。山下に乾谷^⑦あり。其傍に一店の梨柿等の実を粥^⑧ぐものあり。其地を朱家集と名く。南に行くこと十二三町。又一村に遇ふ。人家三四百家あるべし。阜村と曰ふ。此より西南に向て行くこと十七八町にして、二百家許あるを公雞島と曰ふ。此地に義学ありとぞ。行々小村の左面に相連^⑨るを望む。小白村と曰ふ。爰^⑩に一河あり。夾河^⑪と曰ふ。其広さ二三町あるべし。二派^⑫となりて流る。深き膝上に齊^⑬し。大雨の時は小船ありて渡るべく、冬日は木橋を架す。水傍の土人、曾^⑭て洪水を患ふることなしとぞ。河西に人家七八十家許あるを永福園と曰ふ。此より又西北に向ふて行く。南望すれば山の東西に横亘するあり。山勢頗る遠く且つ大なり。東頭

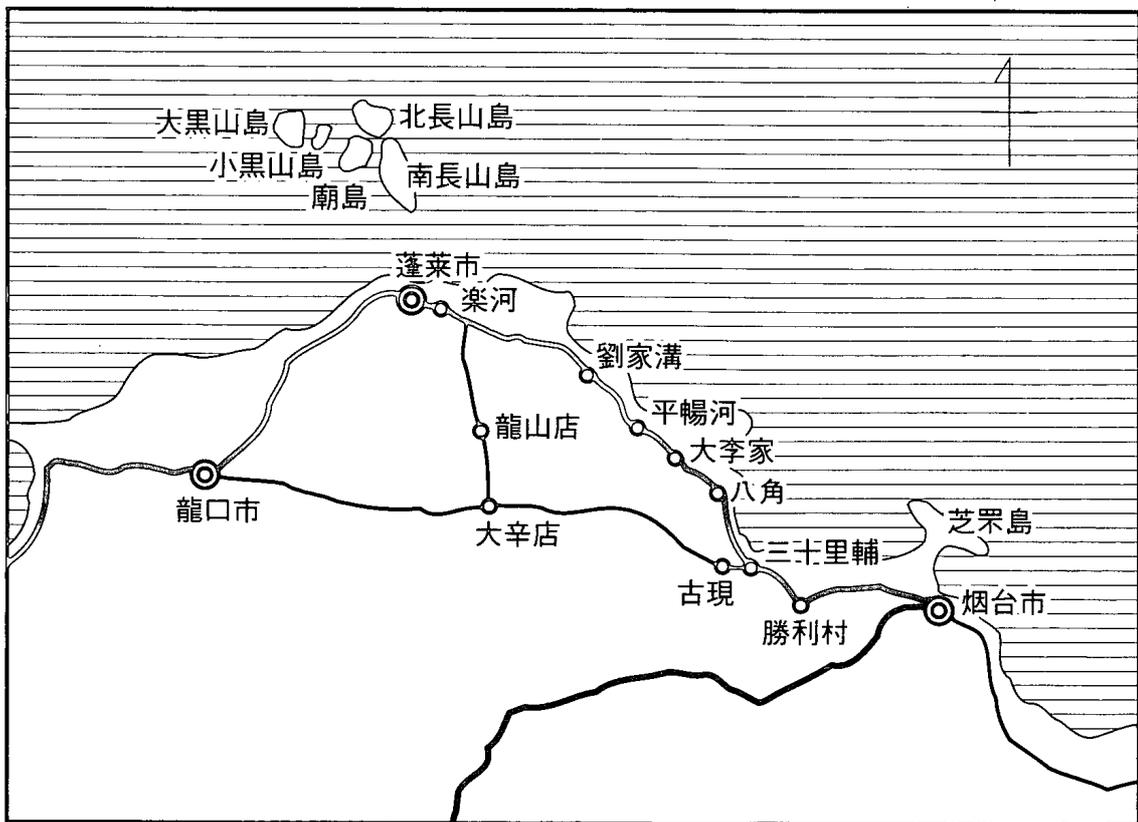


写真 I 通伸の町並み、19C末の景観を今に残す

は鋸齒のこぎりの如し。是を大辞山とす。行くこと十四五町許にして田土多く、田ごとに堤を四周せり。何の為なるを知らず。左に村落の五六町の外に在て相連つらなるを望む。右には村少し。又行くこと一里許にして、一村あるを東家と曰ふ。人家七八十あるべし。阜村より此際は地勢広坦なること東西三里、南北一里半もあるべし。夾河近傍は最も広し。蓋し山勢環繞すること弓を彎まきたるが如くなればなり。河より此に至るまで、道路の田より高きこと四五尺、或は一二尺あり。広さ或は一丈、或は三四尺ありて齊ひとしからず。一里半許にして、数十家の村落あり。其名を忘れたり。村を過ぐれば稍沮洳つよあり。路傍に萱葦かやあし叢生せり。此より山路凹々ま広狭一ならず。二里許にして山下に二百家許あるを泊子村と曰ふ。此より山勢起伏し、西北に向て走り、山下陵夷して、海に至る。皆墾田なり。其広さ方二三里もあるべし。南望すれば山上に寺あり。粉壁こな日に暎ひして輝灼ひたり。是を鳳凰山とす。北方なる山、頗る高く、三峯突兀とつとつたり。最北なる一峯、劍の削るが如きを老辞山と曰ふ。此より西稍南やに向て行く。山路地面より低きもの一丈、或は二三尺にして、古現に属す。二里許あるべし。此地に人家五六百あり。馬夫余をして馬を下りて行かしむ。之を問へば王姓の人、二品大元を受けたるものあるがためなりとぞ。大元は官に居て二三品あるものを指すなり。此より西に向て行けば、磧いしあり。磧傍なる田間に沙石多く、田中に瑩えいあり。昔王姓が人を以て殉葬せし処なりとぞ。磧中に水少許あり。行くこと七八町許にして、磧南に村あり。滅家村と曰ふ。人



写真II 永福園、後に見えるのが夾河



図II 烟台から蓬萊へ

家僅に二三家あるのみ。真に其名の如し。時に日既に暮れたるを以て乃ち此に宿せり。是日婦人の節操を表せる碑あるを見ること頗る多し。其石皆高さ一丈、広さ三四尺あるべし。往々に「勅封聖旨某氏婦某氏墓碑」等の字を題せり。古より支那国婦人の節に死するもの多きは、未だ嘗て此に因らざるばあらず。而して忠臣義僕の旌表を見ることなし。之を問へば多く先聖の廟中にて祭るとなり。

― 註 ―

(1) 現在の蓬萊市の丹崖山の頂に存する建築物。唐以来、宋・明・清の歴代にわたって、廟や園林が造営された。夏期には蜃気楼があらわれることなどから、「人間仙境」などとも言われる。

(2) 国境を守る兵士のこと。

(3) 底本は「通申」に作るが実際は「通伸」である。「申」「伸」ともに発音が shen による誤りであろう。

(4) 底本はすべて「罌罌」に作るが「芝罌」に改めた。烟台市の北西にある丁字型の半島。靈芝に形が似ていることより、この名がついたとも言ふ。『史記』始皇本紀では「之罌」と表記され、秦の始皇帝がこの芝罌島を訪れていることが記されている。また徐福にまつわる伝説も残っている。

(5) はめ込むこと。

(6) 水の流れていない谷のこと。

(7) 底本は「甲河」に作るが実際は「夾河」である。「甲」「夾」

ともに発音が 甲による誤りであろう。

(8) 底本は「派」に作るが文意により「派」に改めた。

(9) のこぎりの歯のようにぎざぎざしていること。

(10) 葦などが茂っている沼地のこと。

(11) 白壁のこと。

(12) 真つ赤に照り映えている様。

(13) 山が高く突き出ている様。

(14) 河原のこと。

(15) お墓のこと。

(16) 忠孝節義の人の家の門に、旗を立ててその徳を誉め表すこと。またはその旗、あるいは額のこと。

一〇月二日

二十一日。早起して磧に沿ひ西行すること二里許。左面は即ち老辞山なり。山形嵯峨として巖石多く、樹木なし。西北隅なる山上に姑々廟あり。姑々とは小児の長女を呼べる称なり。蓋し上古の世、一女の此山にて死せるものあり。之を祭れば靈驗ありとぞ。右面は平山にして矮松あり。甚だ稠茂せず。磧中広き処は四五町、狭き処は二三十間にして、間々大石あり。水は甚だ寡し。磧北に三小村あり。其中央なるを石連村と曰ふ。三四十家あるべし。余は尤も稀少なりとす。而して其宅の礎と磧の甚しき高下あることなきを見るに、其水患なきを知るべきなり。更に西すること二十町許にして村あるを極行と曰ふ。五六十家あるべし。此を過て山路二十町許、

其広さ概ね一丈許あるべし。路底の地面より低きこと二三尺より一丈内外に至れり。山上に立て望めば、西北百里の外に山あり。頗る高大にして其勢高低あり。南北に横亘せり。南方最も嵯峨として鋸齒に大小あるが如し。是を雨山とす。次を老和尚嶺山とし、次を托魚山とす。南方にも一山あり。亦頗る高し。其余多くは平山の起伏するに係る。蓋し六七里の外に在り。北方にも亦山の東西五六里に蜿蜒するあり。是を金砒山とす。其山の金を出せるより此名あり。蓋し三十年前に当りて、人の金を鑿るものありしが、百姓の意に地氣を走らすとを悦ばず。群起して攻めしかば、遂に止めたりとぞ。中央は土地広潤にして高下等しからず。丘陵南より北に至りて漸く低し。概ね皆墾して田となせしものなり。農作の力めたるも見るべくして、其中往々に樹木あるもの多くは村落に係る。蓋し中土山林みな濯濯として樹木あるものなくして、墳墓と宅辺のみ僅に有ること何地も然らざるはなし。ただ此際の村落は人家多からず。意ふに其瘠田にして收穫寡きがためならん。山を下り、西稍北に行て、一村を得たり。四五十家あるべし。是を窩路とす。三面みな岡陵にして、ただ北方のみ稍開闊なり。磧あり。南稍東より北稍西に至る。小童の白楊葉を拾ふを見る。針にて刺し、一枚を遺さず。蓋し薪少きが故ならむ。村を過て東北に望めば二三里の外に一山あり。山下に粉壁の日に映するあり。神廟なりとぞ。磧を捨てて又山に循ふて行く。地勢初の如し。行くこと十七八町にして、又一村あり。五六十家あるべし。東黄家と曰ふ。爰に磧あり。

方向大小みな前の如し。人家は磧の東西に在り。又一小山を過ぎ、七八十町許にして村あり。二十家許住せり。于家店村と曰ふ。磧あること前の如し。又一山を過て二十町許。地勢初の如くにして村あるを溝劉家村と曰ふ。三四十家あるべし。磧あること亦前の如し。此より西北に行くこと二里許。土地頗る広く、地勢平坦にして、東西三里、南北一里半許あるべし。左に二三小村あるを望む。蓋し十町の外に在り。爰に磧あり。広さ十町許なるべし。東北より西南に至りて水あり。殆ど膝と齊し。北方四五町の外に一小村を望み、十四五町の外に一大村を望む。其名を忘れたり。磧を捨てて行けば、又村あり。七八十家あるべし。石壁を四周し、門に題して三義寨と曰ふ。其地を大黄家村とす。右六七町の処に更に一小村あるを見たり。行くこと二十町許。山路平地より低く、山勢陵夷すること十町許なる左に二三村あり。其南に一山あり。屏風の如くにして樹木なし。山下皆墾田なり。右面は山勢稍高けれども、多くは墾田に係りて、沙石多く土色黄赤なり。山を踰ゆれば村あり。僅に四五家のみ住せり。呼家と曰ふ。一神廟あり。亦荒壊に属せり。此より又一山を踰え、十五六町にして辛店に達す。二三百家あるべし。石壁を四周すること前に異ならず。時に午を過ぐることに僅に一字なり。余相識の此地に在るを以て故らに滞まること半日なり。

— 註 —

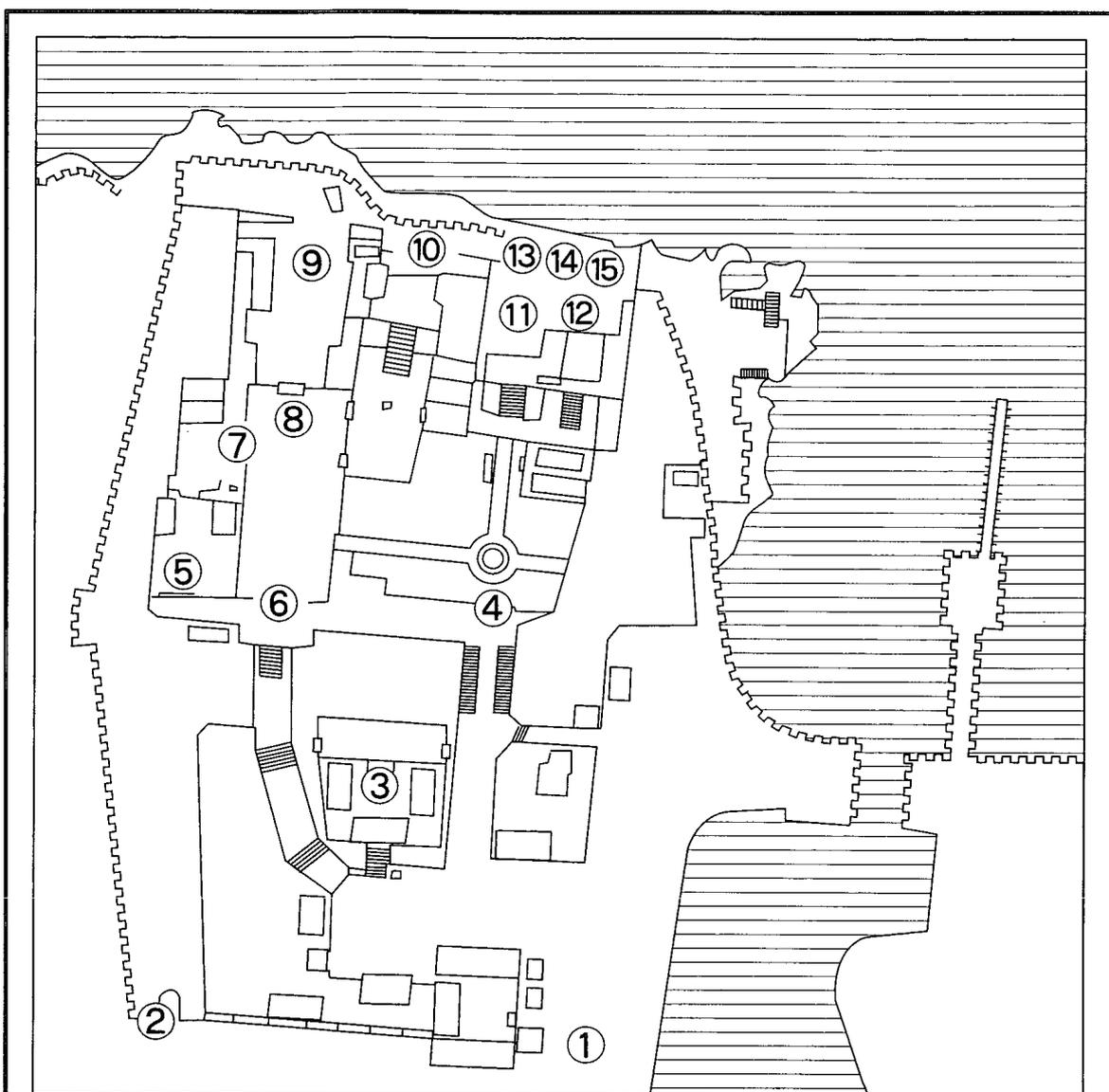
(一) けわしく、岩がごつごつとしている様。

- (2) 姑々廟は文化大革命の際に破壊され、現存しない。
- (3) 背の低い松のこと。
- (4) 茂っている様。
- (5) 底本は「見る」を「知る」に改めているが、「る」が消し忘れて重複している。消去した。
- (6) 底本は「蜒」を「蜒」に作るが、文意により改めた。「蜒蜒」は、山が高く低く、また曲がりくねって長く続いている様。
- (7) 底本は「墾りして」に作るが、文意により「り」字を消去した。
- (8) 山に草木のない様。
- (9) やせた田のこと。
- (10) 開けている様。
- (11) わき水のこと。
- (12) 知人のこと。

一〇月三日

二十二日。苦子車⁽¹⁾を雇へり。苦子とは二円木の長さ二丈余なるべきを用ひ、左右相距ること三尺許にし、横に木を架し、繩もて括り、二木をして離れざらしめ、上より蓋⁽²⁾ふに苦を以てす。皆高粮幹の編める所なり。ただ其前を開きて遠きを見るべからしめ、又受くるに半円木を以てす。人を載せて⁽³⁾中に在り。殆ど人の輿を肩にしたる状の如し。早旦にして辛店村より北に行く。地勢、東西頗る広く、高下一ならず。道

路凸凹にして、小石の足を刺すあり。約三十町なるべくして、地漸く高く、左右十町の外、並に乾谷あり。樹木谷底に生ぜり。左面更に一乾谷の路傍に在るあり。北より南し、又環りて北に向ふ。長さ四五町、深さ三四丈、或は二三丈にして、谷底は皆大石なり。又行くこと五六町にして、右面にも亦乾谷あり。両山の間在り。山上に矮松あり。頗る茂れり。左に顧みれば山下十町の外より西北方に属して三里許、地頗る広し。概ね皆墾田なり。中に乾谷幾條あり。右に顧みれば平山高下齊しからず。其間往々に墾田あり。山を踰て行くこと十町許。道路に石多く、兩岸の巖土削るが如し。路底甚だ狭く、馬行頗る難し。山下に磧あり。山の東南より西北に向て行く。広さ半町なるべし。人馬皆磧中より往来せり。磧の右に村あり。三四十家あるべし。李店子と曰ふ。其東南なる磧に傍へる一村にも亦三四十家あり。未庄子と曰ふ。磧の左右は皆樹⁽⁴⁾えるに楊柳及び白楊等の樹を以てせり。風景愛すべし。磧傍に平土二三町あり。外は皆山田にて高下に級を分つ。土色皆黄赤なり。行くこと一里許にして地漸く広し。左右の平地二十町もあるべし。磧も亦頗る広し。左に一村あり。其名を忘れたり。更に行くこと一里にして左に村あり。三四十家許あるべし。龍山店と曰ふ。其西隣に三十家許あるべきを龍楊山と曰ふ。此より一小岡を踰え、右に一山を瞻⁽⁵⁾る。三十町の外に在り。行くこと五六町にして又磧に出づ。右に村あり。三十家許あるべきを牛山末家と曰ふ。其西にも亦四五十家あり。後河と曰ふ。此処の磧中には水少許あり。長河と曰ふ。



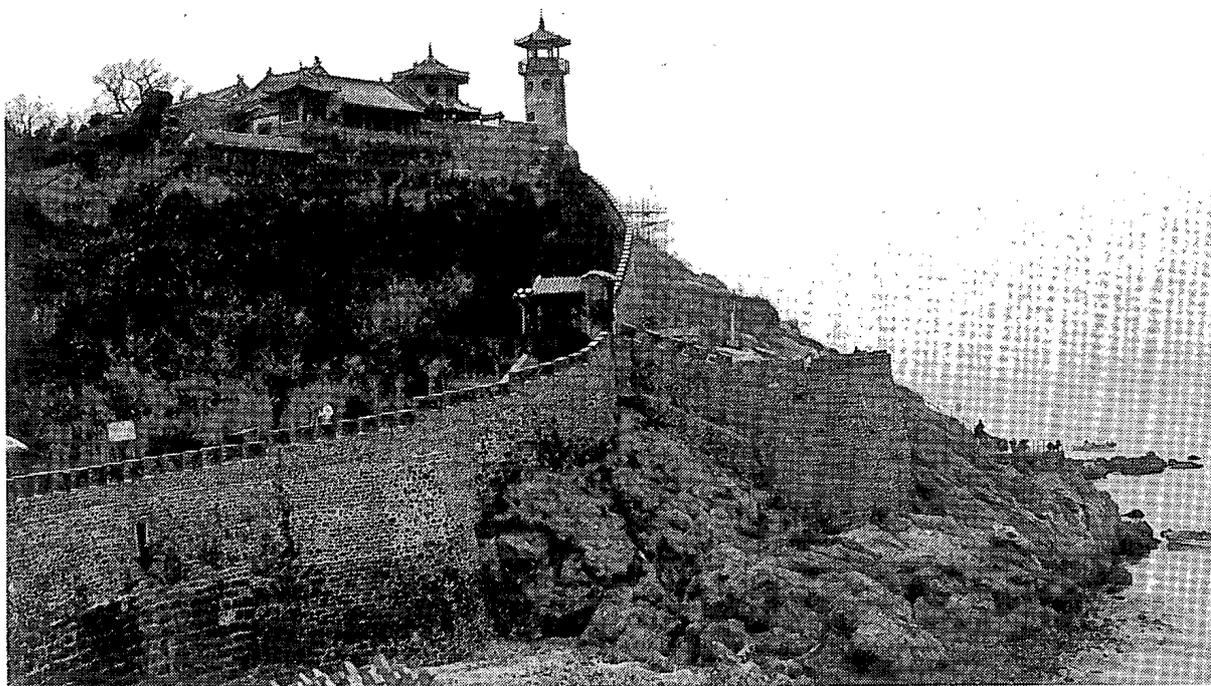
蓬萊閣

- | | | |
|-------|---------|-------|
| ① 正門 | ⑥ 顯靈 | ⑪ 三清殿 |
| ② 西大門 | ⑦ 長正殿 | ⑫ 呂祖殿 |
| ③ 弥陀寺 | ⑧ 天后宮前殿 | ⑬ 蘇公祠 |
| ④ 白雲宮 | ⑨ 天后宮 | ⑭ 寶日樓 |
| ⑤ 龍王宮 | ⑩ 蓬萊閣 | ⑮ 普照樓 |

図III 蓬萊閣；見取り図

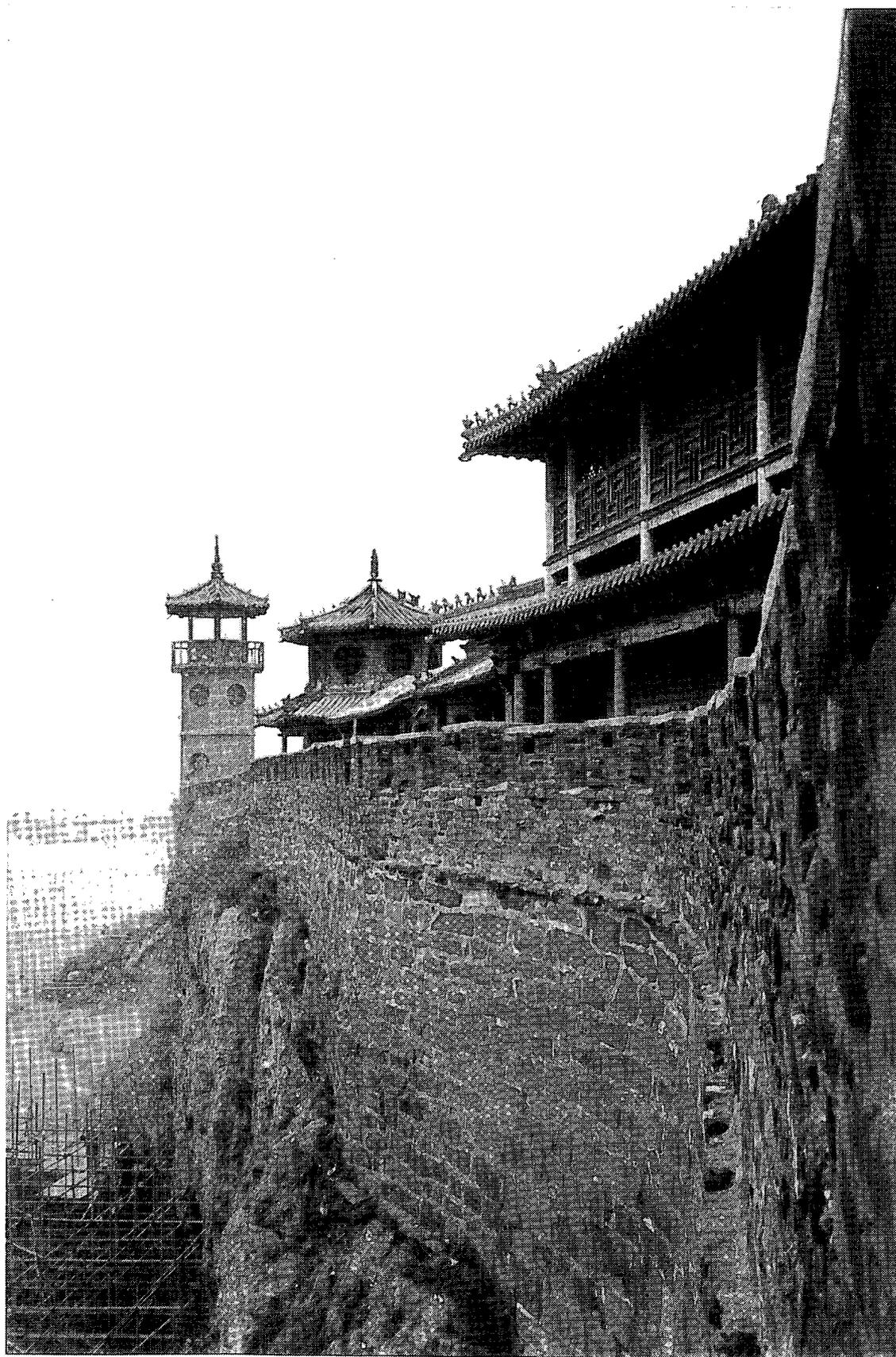
牛馬の河に飲むもの頗る多し。行々北山を望て過ぐ。三十町許、又一村を得たり。七八十家許あるべし。村内に樹尤も多く、風景人に可なり。三十舗と曰ふ。古より人才の多く出づる地なりとぞ。更に行くこと十町許にして村あり。三十家許あるべし。恩恪庄と曰ふ。此より磧を捨て、山に沿て行く。路極て凸凹多し。牛領山と曰ふ。山上回瞻すれば、西北三四里の外に山脈あり。甚だ大ならず。南より北すること約そ四五里にして、北方なる山上に廟あり。即ち蓬萊県の南頂廟にして、其北は即ち蓬萊閣なり。北望すれば海色空に涵し、数島の点綴するあり。山行二十町許にして、山下に平土あり。方一里半なるべし。其中に村あること頗る多し。其道路に當りて五六十家許あるを五里橋と曰ふ。其右に三村の相望むあり。総て諸溝村と名く。皆二三十家あるべし。其左に四五十家あるべきを大李家と曰ふ。更に西北すること五六町にして、右に四五十家あるを徐家舗と曰ふ。其後に三四十家あるを北曠と曰ふ。左に又百家許あり。阿里橋と曰ふ。此より山道初の如し。山上墳墓累々とし、遠近相望む。墳墓の間、皆墾田に係る。西に海島を望む。益々分明なり。行くこと十四五町にして、山下に四五十家許あるを北徐家舗と曰ふ。此より又山路西に向て行く。北方海を距る二十町あるべく、土広く南に属して凡三里もあるべし。行くこと三十町許にして、乃ち登州府に達す。此処、登州の本府とす。一に蓬萊県と曰ふ。蓋し府にして県を兼たるものなり。文官に知府知県あり。武官は鎮海を以て首とすれども船なし。陸兵六千、大砲二十門

あり。二品三品四品等の諸官あり。山東の水師提督は常に此に居るとなり。午後、閣を觀たく欲し、車夫と同く東城門より城内に入る。門上に樓あり。門樓皆二あり。城壁は皆甃もて作る。高さ五六丈にして、頗る宏壯堅固なり。門内佇立して望めば、街衢の広さ丈余あるべく、人徒の往来頗る多し。右転左折し、街を過て行く。街中甚だ汚穢ならず。一処の耶蘇堂あるを見る。美国人の建つる所にして、頗る宏壯なり。此より又右転し、北城門より行く。重門あること初の如し。門内に大砲二門あり。半ば土中に埋もれり。門外に河あり。西より東し、水の潺々たるあり。風景人に可なり。城壁の下に題して彭公堤と曰ふものあり。河に傍て歩すること二三町。右転し街を過ぐ。又壁あり。南北十町、東西七八町あるべし。此は水城にて、即ち蓬萊閣の境内に在り。壁上に大砲二十門を置けるとぞ。門に入り壁に傍て左し、北望すれば沮洳あり。南より北して閣の下に到れり。其東西は五六町に過ぎず。小舟の沙上に在るを見る。蓋し潮去るが故なり。行々蓬萊閣を望めば、朱欄日に映して、北山の上に在り。平地より高さこ十五六丈なるべし。風景画くが如し。左折し壁に傍て北し、徐々として山に登る。山に大石多し。皆質の粗なるものにして觀るに足らず。遂に門に入り、屈曲して前む。ただ見る、文人墨客の多く扁額を門楣と楼上に表するを。又山石を建たるものあり。石みな圍二丈、高さ一丈余なる。其何の爲なることを知らず。閣を繞りて其後に出づれば、一面の大巖石、高さ十丈なるべく、上出て下入る。其下海水一碧にして石を



写真III 蓬萊閣；東側からの景観

拍つ（たたく）の聲あり。然れども水僅（わずか）に巖下に至るのみ。人みな往来すべし。巖上に輒（か）を疊（かさ）ね、壁を築くこと高さ三五丈あり。壁を攀（よじり）て望むに惴々（しぜん）焉（なり）たり。閣の右に東坡（とうぱ）の祠あり。中に木像を置く。衣冠儼然（いこんげんぜん）として、眼目甚だ細し。木像の傍に広さ五六寸の小木板を掲げ、右面に「我是東坡老居士」の七字を題し、左面に「儼然天笠古先生」の七字を題す。祠中壁間に多く黒石の至堅なるものを挟み、詩文を彫刻す。其右に又一石碑あり。呂祖川（りそせん）の像を画く。更に一房あり。其中みな詩文を彫刻するに係れり。閣の左面も亦此の如し。余將に閣に登らんとす。馬夫（ばふ）帰れと促せども、敢て聴かず。乃ち閣後の左樓より登る。閣高さ四五丈あるべく、広さ之に称（かな）へり。入て觀るに別の偉觀なり。ただ正面に蓬萊閣の三字を題して、左右前に扁額（へんがく）少許（せうこ）を掲げたるのみ。閣上より南望すれば、蓬萊（ほうらい）は十町の外に在り。四周城壁なる中、広さ方二十町もあるべし。往々に樹木（じゆもく）の目を遮（さへぎ）るあり。人家（にや）分明ならず。蓋し蓬萊閣の境内を併せて算するに、約（およ）そ四五十家もあるべし。其宏麗なることは烟台に及ばざれども、衢路（きよぢ）は烟台より清潔なるが如し。県の南は一望（いちぼう）山田にして、南方に到り漸く高し。其間約そ二三里もあるべし。山上に三皇の廟あり。是を南頂廟とす。即ち牛領山に見たる所のものなり。山勢南より北し、閣の西南に到りて漸く低く、閣の西北に到りて尽きぬ。西望すれば山勢閣地より高く、山を隔てて海を見る。西北七八町の処に至りては、地勢尤も高く、人目を遮蔽して海を見ず。北望すれば島嶼（とうじゆ）羅列（られつ）すること遠近一ならず。一島の最南なる



写真IV 蓬莱閣；北側

手前より蓬莱閣・蘇公祠・賓日楼・普日楼

もの囲み十町なるべきを長山島¹⁵と名け、其次なる二三の小島を小里山と名く。更に一二島の遠洋中に在るものを大竹山とし、其西に当りて閣に近き一島頗る大なるを大常山とし、更に西なる一島の閣の西北に在るを廟島とす。廟島の傍には火船を住すべしとぞ。小里山・大常山・廟島を合して三山とす。小里山・大常山の二島の閣と相距るの間、凡一里半許あるべし。風帆二三隻往来するあり。風景頗る佳なり。東望すれば海水湾となるもの二つ。沙濱甚だ白し。閣の東南は乃ち海水出入の処にて、其口甚だ狭し。其中に十余隻の船の沙上に在るものあり。別の大船なし。蓋し貿易の多からざるにや。時に車夫帰ることを促して已まず。乃ち去る。行々回瞻すると数次。心に思ふらく、中土人の此土を称して神仙の常に遊べる所とするは、虚語と謂と云ふべからず。而して山上に一樹木を見ざるものは何ぞや。況て今余偶々潮去るの候に遇ひ、舟船往来の状を見ず。殊に憾むべきなりと。遂に東門の客舎に宿す。主人饗を設くるに緑豆の花と同く煮たるものを出せり。蓋し中人の貴重する所とかや。余之を食ふに甚だ旨からず。然ども余の熱を患て、緑豆よく熱を解するものに係るゆえ、敢て辞せずして食へり。

— 註 —

- (1) 菅や茅などを編んで作った乗り物用の籠のこと。
 (2) 高梁^{こうりやん}のこと。
 (3) 底本は「を」の字が改頁により重複する。消去した。

- (4) 底本は「す」の字が改頁により重複する。消去した。
 (5) 点をつたうように、あちらこちらにつらなっている様。
 (6) しきがわらのこと。

(7) 所謂、蓬萊水城のこと。宋代に北宋の契丹への防備として作られた要塞に、明の時代、和寇に備えて改築された軍事港湾施設。

(8) 立ち止まり、たたずむこと。

(9) 浅い溪流がさらさらと流れている様。

(10) 恐れてびくびくすること。

(11) 蘇東坡(一〇三六—一一〇二)。宋人で、唐宋八大家の一人。元豊8年、50歳の時、知登州軍州事となり、ごくわずかな期間ではあったが、この地に滞在している。

(12) 呂祖は、呂洞賓のこと。生卒年は不詳。唐人で、八仙人の一人とされる。蓬萊閣では、この八仙を祀っている。

(13) 底本は「二三里なり」を「二三里もあるべし」に改めているが、「なり」が消し忘れて残っている。消去した。

(14) 大小の島々のこと。ここでは蓬萊市の北部に位置する廟島列島(長島県)を示す。

(15) 底本は「常山島」に作るが実際は「長山島」である。「常」[長]ともに発音が chang による誤りであろう。他の「小里山」「大竹山」「大常山」については、現在の島名と異なり、細かな対応については不明。

一〇月二三日

二十三日。未明に登州府を発し、海に沿て路を取り、金鉞山の北より東に向て帰る。是を北路とす。南路と相距ること或は一里、或は半里。地に随て同じからず。天將に明んずるとき、一村を過ぐ。五里橋と曰ふ。四五十家あるべし。府より此に抵る三十町許、概ね平夷とす。ただ此村の西のみ僅に高低の数処あり。既に明けて又一村を得たり。十余家あるべし。十里舗と曰ふ。車上より四顧すれば、皆山田にして頗る広し。西南三里の外に山あり。一山二峯なり。東方に平岡あり。南北に横亘するを寺山と曰ふ。蓋し一里半の許に在り。爰に河あり。広さ五六間あるべし。小流の潺々たるあり。八甲と曰ふ。河を踰て行く。左なる七八町の処に三十家許あるを文家村と曰ふ。右なる十町の外に四五十家あるを楊家村と曰ふ。又左六七町の外に四五十家あるを灣子口と曰ふ。次に六七十家あるを未礼巧村と曰ふ。次に二三十家あるを劉家行と曰ふ。又一小河あるを発河と曰ふ。更に行く。左四五町の外に十家許あるを鴨甲と曰ふ。右十町の外に十五六家あるを馬家と曰ふ。此より山を踰ゆれば即ち寺山なり。道路に石多く、間々大磐石の下底に横亘するあり。山上より東望すれば、安行山、南北に横列せり。其下に方二里許の坦土ありて、海に属せり。時に旭日山を出でて輕烟村を抹す。風景画くが如し。山を踰て行くこと二十町許。左に九村ありて相望めり。総称して安行と曰ふ。磧あり。広さ一町なるべし。水あり。甚少し。西大河と曰ふ。此等の諸河はみな昨日過ぎりし磧の

末なり。此より東稍南に行く。路の両旁に四五十家あるを河埃油店と曰ふ。左十町の外に十家許あるを武溝安行と曰ふ。右五六町の外に二三十家あるを武沈安行と曰ふ。左に二三十家あるを三十里舗と曰ふ。行くこと二十町許。又山路を度る。道路荒穢にして中低し。其狭きものは一二尺に過ぎず。石礫多く馬蹄を刺せり。三十町許にして十余家あるを武黄陳家と曰ふ。山を過て漸く低し。磧あり。西より東に至る。其広さ五六間あるべし。磧中より行くこと四五町にして、二三十家の村あり。其名を忘れたり。更に行くこと七八町にして十余家あるを趙恰庄と曰ふ。更に行くこと三十町許にして又山路を度る。山頗る高し。道の左右に矮松の横生するあり。然ども甚だ稠密ならず。松間或は行走すべし。山上眺望すれば、東南は大辞山雲表に屹立し、東北は山岡高下ありて海岸に属し、風景歴々と聚りて目前に在り。是を平埃剛行と曰ふ。行くこと三十町許にして、山下に村あり。石壁を四周す。其中に六七十家あるべし。五十里舗と曰ふ。其左なる村を廟家と曰ひ、右を西舗と曰ふ。此より行くこと七八町にして又山路あり。南望すれば三峯の並列するあり。中の一峯を女山と曰ふ。山上に壁あり。広さ幾間なるを知らず。前年民人の築きて毛賊の難を避けし所にて、大砲撃射するも崩れずとぞ。更に行くこと四五町にして、山下に石多く、犖确として足を刺せり。間々一処の泥石相雜るあり。馬行尤も苦し。爰に十余家ありて住せり。馬鹿家と曰ふ。又行くこと七八町許。右に二三十家あるを馬家店と曰ふ。左を所西村と曰ふ。河あり。

広さ二十間許にして、水甚だ少し。九河と曰ふ。此処方広さ二里もあるべし。又行くこと十四五町にして、二三十家あるを山東頭と曰ふ。其左六七町の外を鹿家と曰ひ、十町の外を台上孫桃家と曰ひ、右十町の外を常口郷家と曰ふ。家数各二三十家あり。更に東すること二十町許。山上に百余家あるを巨房集とす。時既に十一字なり。乃ち此に休す。同伴人曰く「飯価甚だ貴し。昼飯を命ずること勿れ。」と。乃ち携帶する所の蒸餅を食へり。此際行旅の往来に早餐を供せざること直隸(7)に異ならずして、今此の如きは実に食物の口に適せずして、食ふことを欲せざるがためなり。午を過て行く。地頗る広く、高下等しからず。道路も広狭高下一ならず。間々石あり。愈東して愈多し。一里許にして、山下に六七十家あるを米家と曰ふ。此より漸く低く、小磧あり。石橋を架せり。張洛溝と曰ふ。橋を踰ゆれば、又漸く高し。山道凸凹にして石多く、大に馬蹄を阻せり。南望すれば十四五町の外に一山あり。頗る高し。九名山と曰ふ。山皆石なり。山下に二十家の住するものあり。村の西北に一乾谷あり。深さ四五丈。屈曲して磧(8)に連る。其中往々樹木あり。東に行くこと二十町許にして、山を踰ゆれば、四望豁然として広し。其東南は古現、東北は海水一碧にして、目下に在り。山に遵ひ東稍北(9)に行くこと二十町許。山下に十余家あるを房樂と曰ふ。海岸に三村あり。東西相望めり。其名を知らず。房樂の下に十余家あるを西溝と曰ふ。其下に一河あり。水甚だ少し。九油と曰ふ。即ち古現なる磧の末なりとぞ。此より東稍南(10)に行けば即ち古

現の田面なり。土性頗る肥たり。田畝の長さ七八町に竟るものあり。行くこと里余にして、四五十家あるを大沐城と曰ふ。村の左より山に遵て行く。十四五町。道傍に大墳五六あり。皆大さ十余丈、高さ三四丈あるべし。土人言ふ「上古の世に亡者の神遠天剛の築く所なり。」と。更に一大塚あり。上に輒を用ひ方に畳むこと、高さ丈余なるべし。蓋し三十里ごとに之ありとぞ。又行くこと七八町にして、四五十家あるを大沐李家と曰ふ。更に行く。十五六町にして、四五十家あり。小流を隔てたる西南にも、亦二三十家あり。皆総沐城(11)と名く。沐城は十八村ありとぞ。更に行くこと二十町許にして七八十家あるを沐城と曰ふ。日暮るるに会て乃ち此に宿せり。

— 註 —

- (1) 「アイセン」のルビは底本による。
- (2) 平坦な土地のこと。
- (3) かすみのこと。
- (4) 小石のこと。
- (5) 明らかなきま。
- (6) 山に大きな石がたくさんあること。
- (7) 天子または中央政府の直接支配にある領域のこと。
- (8) 広々と開けている様。

一〇月二四日

二十四日。早発して東南に向ひ、田間より行くこと半里許。

東家に到る。即ち南北二路相会するの処なり。此より一転して東北に行くこと二十町許。地高平なること山の如し。此を過て行く。左に二三百家あるを掌于家村と曰ふ。又行くこと七八町許。左に二三十家あるを走吾島と曰ふ。其路に当れるものを奇山と曰ふ。五六十家あるべし。更に行くこと半里許にして、三四十家あるを楊家台と曰ふ。其次に五六十家あるを劉家台と曰ふ。諸村みな前日南路に在て見たる所なり。更に東北する三十町許にして河あり。即ち夾河の下口、海潮去来の処にして、水深さ馬腹に齊し。苦子坐殆ど没せんとす。此より二十町許にして、乃ち公鷄島の傍に出づ。沮洳あり。葦葭地に布く。路其間より通ず。甚だ狭く且つ水深し。馬其中に入り、驚て將に踏れんとす。僅に脱することを得たり。又東北すること二十町許り。乃ち阜村に達す。即ち前日經過せし所なり。午前八字、烟台に達し、又清美樓に投ず。此行は北京の道中に比するに頗る愈快なりとす。蓋し道路に塵揚り埃飛の患なく、加ふるに氣候の人に宜く、風景の賞すべきあればなり。ただ其官文を齎らざるを以て、同行の人、余をして人に接し筆談せしめざりしかば、志を言ひ、文を論ずるの樂あることなく、加ふるに飲食の口に適せざるを以て、動すれば熱を生じ、上逆するの患あり。余北京にて風寒に感ぜしより、今に至るまで未だ全く愈えず。今又特に口旁に瘡を生じたり。意ふに皆水土飲食の然らしむるにて、殆ど慣習に非ざれば、未だ免るべからざるにや。

— 註 —

(1) 底本は「然らしめる」を「然らしむる」に改めているが、「め」が消し忘れて残っている。消去した。

一〇月二五日

二十五日。瘡熱して痛苦すること甚し。万億丸五粒を服して下利せしむ。余嘗て蝦夷に居り、備さに艱難を嘗めしかども、未だ曾て身に害あらず。健康なること人の如し。中土に來りしより、始に不食を患へ、繼で感冒を患へ、繼で毒瘡を患へて、病なき日あらず。精力の漸く衰ふるがためなるべけれども、起居飲食の体に適せざるもの多きに居る。未だ平王の壮勇を恃むべからず。因て前日の■を追思して已まず。一心に思へらく、苟も余をして東北の任に堪へしめんには、朝廷必ず余が言を用て彼地を開拓せん。今日征台湾の兵みな蝦夷に往て、数百万の金糧も決して外に漏れじ。東北既に開け、民各其所を得て、後に台湾を図るも、恐くば遅しとせざるか。今聞く柯太の民、数十年來、米粒の撫育に離れて嘆じ、忽ち飢死に至り、魯人のため陵轍せられんことを患へて、官吏の土地を舍つることを嘆じ、従來彼地に官たるものは、其情の憐むべきを見ながら、救ふこと能はず。流涕して別を告げしとぞ。豈悲しからずや。人の柯太に移る始は死せるものありしかども、未だ台湾の甚しきに至らず。今地氣漸く開け、死するもの極て少きに至りて、俄に之を捨てんとは真に惜むべきの甚だしきなり。

— 註 —

(1) 底本は「を」の字が改頁により重複する。消去した。

(2) 踏みにじること。

(3) 底本は「少し。而して俄に」を「少きに至りて、俄に」に改めているが、「少し」の「し」の字が消し忘れで残っている。消去した。

一〇月二六日

二十六日。大に北風あり。昨日より今日に至りて已まず。頗る寒し。終日病を護して樂まず。

一〇月二七日

風勢未だ已まず。是日高九山が甥趙襄臣と云うものに就き、筆談して時を移す。余九山が屋に大小の曲直木二三本を交用するを見て、其大なるものを指し「価幾良なりや。」と問ふ。襄臣曰く「此地には料を論ず。毎料価良若干なり。即ち此大小木の如きは、一料三四分に在り。」余問ふ「一料は如何ん。」曰く「長さ七尺五寸、円み六十寸なり。」曰く「圓六十寸は即六尺か。」曰く「円を見るは尺を以て論ぜず。其中大に差池^①あればなり。」曰く「二料は幾良ぞや。」曰く「四錢多文なり。」又問ふ「此地にて人を雇ふは、中人に就て言ふに、毎日幾良を要し、毎月幾良を要するや。」曰く「此に在て役使するもの毎月四五元、毎日二百余文なり。」曰く「百工も毎日二百余文に過ぎざるか。」曰く「然り。田舎間の如きは百文内外なるの

み。」曰く「負担して人に従ふが如きも、亦然るか。」曰く「負担すること能はず。多く良を給せば、亦能くすべし。」又問ふ「車馬の価は一日幾良を要するや。」襄臣曰く「一日往返する処は、苦子車は一元、馬は六角を得べく、二日往返する処は、車は一元六七角、馬は一元二角を得べし。」又地価を問ふ。曰く「其価一ならず。即ち此烟街の地面の在て、聚盛号東西の如きは、方五号の数ごとに一百余元を得べく、東頭一帶は総て六七十元を得べく、奇山^②所の如きも亦三四十元を得べけれども、郷間の如きは十來多元に過ぎず。」余曰く「日本人は方六尺の地を称して一坪とす。乃ち一步なり。君が言ふ所は一畝の価なるか。」襄臣曰く「中国の地を量るものは、自ら地を量るの尺あり。名けて歩号とす。号ごとに官尺五尺あり。僕^③が言は五号の数に即て之を約せり。」余曰く「方五号か。」曰く「是なり。」曰く「官尺は常尺に比するに其長さ如何ぞや。」曰く「此地常用の尺より短きこと二寸なり。」と。余乃ち歩いて験し、襄臣も亦歩いて測る。蓋し每方五号の地は、方四間許なり。又問ふ「もし方五号の地を以て佗人に貸さば、毎月幾良を得べきや。」曰く「毎月五六百文に過ぎず。」曰く「佗人の居る所の室は、佗人自ら造るか。」曰く「地主自ら造りて人に貸すが如きは、其賃価毎間に三元を得べし。」曰く「毎間は方幾尺ありや。」曰く「大小等しからず。大抵此の如し。」とて其居る所の間を指示す。蓋し二間半と三間なるべし。余曰く「房の街路に当るものは、毎月三元なれども、否らざるものは必ず賤しからん。」曰く「街路に当らざるものは、二元

内外のみ。」余又京米・小米・包米・高糧・猪肉・牛肉・雞肉・梨子・葡萄等の価を問ふ。襄臣曰く「百斤を以て算するに、京米は四元、小米は二元半、包米・高糧は共に二元、猪肉は六元、牛肉は五元、梨は三元、葡萄は十元、雞の如きは一隻一百二十文、卵は一個五文の数なり。」と。時に北隣に三絃を弾ずる声あるを聞く。北隣は西人の居に係れり。余問て曰く「西人の樂める所か。」襄臣曰く「天津の人なり。伊等西人の役夫たり。下午に至れば、清閑無事なるゆえに此樂あるのみ。」曰く「中国の婦人は皆よく琴瑟を弾ずるや否や。」曰く「田舎婦には此技なし。烟台の娼妓は弾ずるもの多し。」曰く「此は蓋し淫声ならん。」曰く「然り。」曰く「娼妓は淫を売て生を為すものならん。知らず、一夜に幾良を要するや。」曰く「多くば三元を得たり。亦四元を得るものあり。」曰く「此人は皆税を出すか。」曰く「好的よきものは毎月二三元を出せり。」曰く「他は皆一街中に居るか。」曰く「是なり。」曰く「幾人かある。」曰く「好反六七百家あり。每家三四人、或は二三人、或は二人。一樣ならず。」又問ふ「此地の官に向て良を出すは、地稅と此等の項に止るか。」曰く「地土房産みな官のために金を出せり。」曰く「地稅は方五号ごとに幾良ぞや。」曰く「地上中下あり。上地は五号ごとに二分多良、中地は一分八厘多良、下地は一分多良なり。此三種の外、海浜の地を別にせり。蓋し房屋を造るもの普濟堂に帰す。五号ごとに八九十文なり。」余問ふ「普濟堂は何の義ぞや。」曰く「此も亦國家の設くる所に係る。此項の名称は貧民の需求を濟ふがためなり。」

然れども官家却て此項を以て貧民を濟はず。」曰く「普濟の金は専ら海岸の民に係るか。」曰く「海岸の民のみならず。僕が言ふ所の海浜は、即ち此烟台の一帶のみ。」余曰く「烟台の海浜には、利多きがゆえに、多金を出すか。」曰く「是なり。」曰く「二分多良は幾銀ぞや。」曰く「三十多文なり。」曰く「田舎間も亦然るか。」曰く「然り。」曰く「房産5は如何ぞや。」曰く「海浜の地は蓋し房を算せず。田舎間にて房あるの地は、皆上地に歸し、税を納るるなり。」曰く「然れば則ち名は房産なれども、実は地稅なるのみ。」曰く「然り。」

— 註 —

- (1) そろつていないさま。
 (2) 底本は、「仆」に作るが、文意により「僕」に改めた。以下の「僕」字も同じ。
 (3) 底本は、「指示して」を「指示す」に改めているが、「して」が消し忘れで残っている。消去した。
 (4) 「カレ」のルビは底本による。
 (5) 家屋敷のこと。

一〇月二八日

風勢、猶未だ已まず。寒きこと甚し。早旦、又趙襄臣に就き之に問て曰く「烟台中の人、生意1最も盛なるものは何の姓名なりや。」襄臣曰く「大成号・公順号・祐成号・恒茂号・祐順号は、皆本地人の設くる所なり。南方人の開設するものは、

徳成号・新茂号・義森号・福興棧あり。洋人は滋大行・和記行なり。」曰く「世人の其富の数を評する如何ぞや。」曰く「大成号・公順号は並に三四十万、祐成号・恒茂号は並に二十多万、祐順号は四五十万なり。其佗は外幫²の生意に係る。伊等^{かれ}神出鬼没して、知ることを得べからず。」曰く「近県の名あるものは誰ぞや。」曰く「頂富豪なるものは、黄県に丁百万あり。其人姓丁なり。其財多きに因り、人皆百万を以て呼べり。百万の称なれども、其実は二三百万に下らず。次に百万あるものは其名を識ることなし。」曰く「丁氏曾て陰徳³ありて、衆のため依頼せらるるか。」曰く「然り。明末より以来、即ち富家なり。」曰く「盜賊の窺伺⁴するなきや。」曰く「黄県の城内に在り。故に患なし。」曰く「蓬萊県は如何ぞや。」曰く「蓬萊は別処に比するに数に上らず。」曰く「大成号・祐順号等は何を以て生とするや。」曰く「遠近の碼頭⁵に、皆其客人の糧石⁶を装運するあり。凡辨すべき貨あれば、伊等^{かれ}辨ぜざることなし。此に在ても亦棧房の外路の客に代りて、貨物を辨買するものあり。亦油房等あり。」曰く「丁氏も亦然るか。」曰く「非なり。伊^{かれ}が生意は一色もて舗に当る。即ち衣服も良に当つべし。」曰く「然れば則ち烟台の諸人は糧米百貨を四方に運送するを首とし、黄邑の丁氏は人の諸物を質として、金を貸すものか。」曰く「然り。」と。是日、又趙積善の家に到り、罌芝⁷の名ある由縁を問ふ。曰く「上に康王の墳あり。亦視るべきなり。」曰く「日本人ただ芝罌の名を聞て烟台あることを知らず。意^{おも}ふに芝罌岸下の諸処、嘗て屢々^{しばしば}輪船⁸を住するか。」曰く



写真V 天后行宮

「芝罘島南には、船を住すべし。現に大清の兵船十四隻、俱に島南に赴けり。」曰く「芝罘の村落に或は街市ありや。」曰く「五日一小市、零物を売るものあるのみ。」午後散歩して后聖の廟に詣る。海神なり。祠傍に呂祖の像あり。儀容儼然として、鬚髯甚だ長く、人をして竦然として敬を起さしむ。帰塗に木梨を見る。其何の用たるを問へば「食ふべからざるものなれども、ただ香気を嗅ぐ。」と答へたり。又一街を過ぐ。魚獸多し。魚は見るべきなくして、鳥尤も多し。率ね皆、雞・鶩・鵠・家鷺の類、街の両傍に在て、二三町の外に連る。需用の多きこと知るべし。徐々として帰り、家々の戸に赤紙を貼して文字を書するを閲す。蓋し中土の俗として、門壁皆多く「出門見喜」の四字を貼して、其門の両扉には、必ず別の頌辞あり。即ち生意場中には「洪範五福先言福 大学十章半理財」、又は「財連銀漢三千丈 利貫金生百万家」などの語を貼し、庄戸の家には「寿似南山松不老 福如北海水長流」などの語を貼するが如し。余趙襄臣に問て曰く「古よりの風、然るか。」曰く「上古の時は、朋友の新年を賀するに係る。彼此相贈る所なり。今は然らず。皆向家の其徳を称頌するに係る。或は吉辞好語を以て讚せり。」時に傍人の『三字経』を読むを見る。又問て曰く「中国の人を教ゆるものは、何の書を以て先とするや。」曰く「先づ『三字経』『襟字本』『百家姓』等を用ひ、次に『論語』、次に『大学』、次に『中庸』、次に『詩経』、次に『書経』、次に『易経』、次に『礼記』、次に『春秋左伝』等なり。」「史』『漢』を問ふ。曰く「教えず。」「文選』

を問ふ。曰く「多くは読まず。」是夜、襄臣と俱に東西兩國風俗の異なる状を論ず。余因て、中国人は生意に巧に、積蓄して漏さず。日本人は財を用ゆるに拙く、利を失して悔ゆることなしと評しぬ。蓋し我邦は到处に茶舗・酒樓・割烹店などの一市間に相望むあり。絲竹の聲・舞踏の状、耳目に絶えざれども、支那人は此風あることなく、上海・天津の繁盛なるが如きも、酒肆・割烹店など甚だ多からず。茶店は多しと云へども、茶を吃するのみにて、酔人の愈快と呼ぶものを見ず。自奉儉嗇にして、利を見ること甚だ周く屢辱らるとも、屈せざるの風あるが故なり。

— 註 —

- (1) 商売のこと。
- (2) ここでは外国資本のことか。
- (3) 人知れず行つた善行のこと。
- (4) うかがいさぐるのこと。
- (5) 波止場のこと。
- (6) 穀物類を総称して言う。
- (7) 兵糧米のこと。
- (8) 水車のような車輪を左右につけ、その回転で進む船のこと。ここでは汽船のことか。
- (9) 烟台市内のほぼ中央に位置する天后行宮のこと。海神の媽祖が祀られている。天后行宮とは、媽祖(天上聖母)の仮御所のこと。現在のものは一九〇八年に福建の船商が



写真VI 烟台市博物館入口

建てたもので、そのまま烟台市博物館として保存されている。

(10) 礼儀にかなった姿のこと。

(11) つつしみ、かしこまること。

(12) ほめたたえる言葉のこと。

(13) 「洪範こうはんの五福は先ず福を言ひ、大学の十章は半ば財を理む。」洪範は『尚書』の一篇であり、そこで「洪範九疇きゅうちゅう（大いなる九つの法則）」の一つとして「五福」を挙げている。大学は四書の一つ『大学』を示し、十章は朱子章句による最後の部分である「平天下」の伝を示す。多く「財」について述べている。

(14) 「財は連なる銀漢三千丈、利は貫く金生百万家。」銀漢は天の川のこと。

(15) 底本は「長」の字を消すが、七言句であることを考え残した。「寿は南山の松の不老なるに似、福は北海の水の長流するが如し。」

(16) 『三字経』は、宋の区適子撰。子供の学習用に、三字句で著された書。以下、『濞字本』は、不明。『百家姓』は著者不明。宋代以後、子供の学習用に人の姓が韻文で著された書。『論語』は、孔子及びその弟子たちの言行録。四書の一つ。『大学』は、学問修養に基づく政治の在り方を述べた書。四書の一つ。『中庸』は、中庸・誠の徳を述べた書。四書の一つ。『詩経』は、中国最初の詩集。国風・大雅・小雅・頌からなる。五経の一つ。『書経』は、虞・夏・商・周の時

代の政治や歴史を記した書。五経の一つ。『易経』は、筮竹による占いの書。五経の一つ。『礼記』は、漢の戴聖編。礼説を集録した書。五経の一つ。『春秋左伝』は、魯の歴史書『春秋』の注釈書。左丘明によるものとされる。五経の一つ。『史』『漢』は、司馬遷の『史記』と班固の『漢書』のこと。『文選』は、梁の昭明太子が編んだ周代より梁に至るまでの詩賦・文章を集めた書。いずれも学習用のテキストとして、日本では多く用いられていた。

(17) 弦楽器と管楽器のこと。

(18) つづましく物惜しみして、自分の身を養うこと。

一〇月二十八日

二十八日。早旦。又襄臣を見て問て曰く「此方の貧民は日ごとに米を買ふか。」曰く「貧民は毎日苦力を出して二百文を得べし。」曰く「病死あれば隣里より財を出して相救ふか。」曰く「病あれば食を乞ふのみ。死すれば棺槨を施すものあり。義塚に埋めり。」義塚を問ふ。曰く「無主の地なり。」と。乃ち去れり。又趙積善を訪ふ。積善曰く「日本人洋服を服す。豈英と戦ひ敗れて英に降るか。美国となるか。」余曰く「大日本天皇、善を四方に取る。ただ其長する所を察するのみ。佗あるに非ず。我大日本開關以来、儼立不羈の国にして、安くぞ英美諸国に降る理あらんや。日本人の洋服を服するは、日本人の意なり。洋人の知る所に非ざるなり。」積善黙然として応ずることなし。余積善に語りて曰く「試に問ふ、中国は

古より文明を以て自負するものなり。而して其外人に誇るに足るものは、果して何事かある。」積善曰く「中国は唯善を以て宝とす。」曰く「善を以て宝とするは、中国のみならず。四海万国、並に善を宝とせざるものなし。僕は此等の事を問に非ず。中国は即ち聖賢君子の国なり。則ち其流風遺俗、必ず見るべきものあらん。而して僕これを知らず。故に教を請ふなり。」曰く「中国の陋俗は、君此に在ること多日なれば、既に大略を領せん。必しも僕の言説を待たじ。」曰く「果して君が説の如くば、中国人未だ文明を以て自負し、醜夷を以て洋人を侮るべからず。人の善あるを拵て取るも、亦其所なり。」曰く「中国人未だ文明を以て自負するものあらず。醜夷を以て洋人を侮るは、僕始て君の語を聞けり。早くは未だ聞かず。人の善あるを拵て取るは、日本のみならず。中国も亦拵て取るなり。」曰く「君が言の如くば、僕の論は左なり。然れども中国の人情、恐くは此に至らじ。」と。積善乃ち左の字の上に不の字を書せり。蓋し余が言の謙せるがためなり。午後、輪船海寧口に入る。第三点、別を襄臣・積善等に告て船に乗る。第五点、乃ち烟台を發せり。

—註—

(1) おごそかで、何者にも束縛されないこと。

(2) 底本は、「君子の国なれば、則ち」を「君子の国なり。則ち」に改めているが、「ば」が消し忘れて残っている。消去した。

(3) 野蛮な風俗・風習のこと。
 (4) 地名。浙江省、杭州湾の入口付近に位置する。

一〇月二十九日

二十九日。大に北風ふき、船飄蕩^①すること甚し。装載せる器物顛仆^②して余なく、人々嘔吐し、下等房^③にては尿を撒して忌むことなし。晩に及で風少々止む。眠臥^④稍安し。

— 註 —

(1) 揺れ動くこと。

(2) 倒れ、転がること。

(3) 底本は、「嘔吐し、或は船中に尿を」を「嘔吐し、下等房にては尿を」に改めているが、「に」が消し忘れで残っている。消去した。

一〇月三〇日

風勢益々衰ふ。日晡^①に崇明^②の傍に抵り、下碇して進まず。

船中の人、我が洋服を咎^③むるものあり。余曰く「中国人聖賢の服を服せず。吾安んぞ聖賢の服を知て、服することを得ん」と。衆以て応ずることなし。中に一人あり。進て曰く「日本国は何の処に在るや。將た朝鮮が国王は何の姓ぞ。文教風俗は中国と同じきや否や。」余曰く「朝鮮は古より日本に服役するものなり。日本の匹敵に非ざるなり。天皇は姓なし。特称して天皇天孫と曰ふのみ。文教に至りては、中国と同じきも

の多きに居れり。」其人の曰く「国王の冊封^③は何の代より始まるや。国中に孔子を貴ぶことを知るや。」余乃ち大書して曰く「大日本天皇、開闢より今に至るまで、一姓綿々として儼立不羈なり。本是自由・自主・独裁無外の大君主。開闢以来、未だ嘗て人の封冊^④を受くることあらず。我が祖宗天皇の善を四方に取るは、即是大舜が善を人と同くするの意なり。国中孔子を貴ばざるには非ず。然れども孔子元帥となり、孟子偏禪^⑤となり、以て日本を攻めば、吾儕小人も亦干戈を執て天皇のために先駆すべきなり。」其人の曰く「天に二日なく、地に二王なし。果して此説の若くば、日本王、盍ぞ中国に都せずして、東隅に偏居するや。」余曰く「韃靼人何ぞ日本に傲^⑥りて、地に二王なしと曰ふことを得ん。多に其量を知らざるを見るなり。」と。乃ち又大書して曰く「先王礼樂有存。周孔子孫亦可憐。遺文將滅猶傲語。怪殺中原億万民^⑦。」と。因^⑧て其書を投じて去る。衆皆不平の色ありき。

— 註 —

(1) 夕方のこと。

(2) 地名。揚子江の河口にある洲地。崇明島ともいう。

(3) 皇后・親王などをたてること。

(4) 底本は「余乃ち大書して曰く」の文が改頁により重複する。消去した。

(5) 天子が諸王を任命する文書のこと。

(6) 副将のこと。

(7) 底本には返り点・送り仮名が付されている。書き下しは以下の通り。

先王の礼樂 何の存するある

周孔子孫 亦た憐むべし

遺文 將に滅せんとするに 猶ほ傲語す

怪殺す 中原 億万の民。

一〇月三十一日

三十一日。早旦。上海に達せり。

付記⁽¹⁾

十一月四日。午前九字。米船メバタに駕して上海を発し、七日味爽⁽²⁾、長崎に達す。始て大久保氏が台湾の議の和約に決したる由を聞く⁽³⁾。十一日、日晡横浜に達し、十三日、陸軍省に復命せり。

― 註 ―

(1) この段は11月4日、7日、11日、13日がまとめて記載されている。底本のまま記し、付記とした。

(2) 明けがたのこと。

(3) 明治7年の台湾出兵に基づく、同年10月の大久保利通の清朝との台湾問題に於ける和議を示す。

*本稿に掲載した写真(I・III・V・VI)は筆者の山東省

訪問に同行した小林年男君(本学学部生)による(IVは筆者撮影)。また図(I・III)はイラストレーターの鶴なおみ氏に製作を依頼した。感謝申し上げる。